平成21年7月31日日本玩具協会

フタル酸エステル類の改定ST基準の実施について(平成21年7月31日通知(1))

フタル酸エステル類の ST 基準改定につきましては、平成 21 年 1 月 16 日付文書(20 日 玩協第 1024 号)にて皆様に通知しております。(平成 21 年 2 月 1 日改定、平成 21 年 9 月 1 日施行)

上記改定基準に関し、平成21年7月27日理事会決定により、

- (1) <u>DINP (及び DIDP, DNOP)</u> の規制について「3 歳未満対象の玩具」を規制対象から外す
- (2) 規制するフタル酸エステル類について基準値(0.1%を超える)を明記する
- (3) 規定の表現を修正し、明確化する

ことになりましたので御連絡致します。

上記改定基準の施行が9月1日に迫っております。宜しくお願い致します。

### (今回の改定理由)

厚生労働省薬事・食品衛生審議会(器具・容器包装部会)においても、食品衛生法による玩具へのフタル酸エステル類の規制強化につき審議が行われてきましたが、本年 6 月 8 日開催の部会において規制強化の方針について報告が纏められました。

当協会のフタル酸エステル類に係る改定 ST 基準 (9月1日施行予定) は、規制するフタル酸エステルの種類等について、上記の審議会の方針と同じ内容ですが、一方、規制対象玩具につきましては、DINP(及び追加される DIDP, DNOP) の規制について、「3歳未満対象の玩具」を規制対象に上乗せしております。

しかしながら、食品衛生法による玩具へのフタル酸エステル類の規制の方針では、改定規制公布後3年から、「口にすることができる玩具」についてもDINP, DIDP, DNOPの規制対象となることが予定されるなど、対象玩具の範囲が複雑になることが予想されます。

つきましては、ST 基準でのフタル酸エステル類の規制対象玩具について、極力、食品衛生法と整合をとることとし、平成 21 年 7 月 27 日開催の当協会理事会において、DINP (及び DIDP, DNOP) の規制について、「3 歳未満対象の玩具」を規制対象から削除するST 基準改定を行ったものです。(改定 ST 基準(フタル酸エステル類関係)の概要は、添付資料参照)

基準値については、これまでも0,1%として運用してきましたが、食品衛生審議会(器具・容器包装部会)での改定方針を踏まえ、これをST基準に明記したものです。

# (参考)

厚生労働省薬事・食品衛生審議会(器具・容器包装部会)の食品衛生法玩具規制の強化方針に関する報告書(フタル酸エステル類関係)は、パブリックコメントのため、厚生労働省のホームページに掲載される予定です。(掲載開始日未定)

# 追伸

何かございましたら、当協会事務局(山口・中田・小林 TELO3-3829-2513) までお問合せ願います。

- 1.9 フタル酸エステルを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂 この要求事項は、次の玩具に適用する。
  - ① 食品衛生法施行規則第78条に該当する玩具(指定おもちゃ)
  - ② 指定おもちゃに該当しない玩具であって、6歳未満の子供を対象とするもの

なお、上記②の玩具についての1.9.1及び1.9.2の適用にあっては、それぞれフタル酸 ビス (2-エチルヘキシル)及びフタル酸ジイソノニルに係る要求事項のみを適用する。

- 1.9.1 <u>上記 1.9 の玩具には、</u>フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)、フタル酸ジブチル又はフタル酸ブチルベンジルを <u>0.1%を超えて</u> 原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を使用してはならない。
- 1.9.2 <u>上記 1.9 の玩具のうち、</u>口に接触することをその本質とするおもちゃ(おしゃぶり、歯固めを除く。)には、フタル酸ジイソノニル、フタル酸ジイソデシル又はフタル酸ジーnーオクチルを <u>0.1%を超えて</u>原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を使用してはならない。

#### (参考) 2月1日改定

- 1.9 フタル酸エステルを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂 この要求事項は、食品衛生法施行規則第78条に規定する玩具(指定おもちゃ)に適用する。 なお、指定おもちゃに該当しない玩具については、6歳未満の子供を対象とするものについて、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)及びフタル酸ジイソノニルに係る要求事項を適用する。
- 1.9.1 おもちゃには、フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)、フタル酸ジブチル又はフタル酸ブチルベンジルを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を使用してはならない。
- 1.9.2 口に接触することをその本質とするおもちゃ(おしゃぶり、歯固めを除く。)<u>、及び3歳未満の子どもを対象とするおもちゃ</u>には、フタル酸ジイソノニル、フタル酸ジイソデシル又はフタル酸ジーnーオクチルを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を使用してはならない。

### フタル酸エステルを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂

該当商品区分			検査対象可塑剤
指定おもちゃ = (食品衛生法に該当 する)	<ol> <li>口に接触することを本質とするおもちゃ 及び対象年齢3歳未満</li> </ol>	(ST改正案1.9.2に該当)	DEHP、DBP、BBP、DINP、DIDP、DNOP
	2. 「口に入る玩具」 (上記1.に該当するものは除く)(※1)	(ST改正案1.9.1に該当)	DEHP、DBP、BBP (※2)
	3. その他		DEHP、DBP、BBP
	4. 特におしゃぶり、歯固め	(ST改正案1.9.3に該当)	PVC使用不可
非指定おもちゃ = (食品衛生法に該当 しない)	1. 口に接触することを本質とするおもちゃ(対象年齢6歳未満) <del>及び対象年齢3歳未満</del>		DEHP、DINP(現行どおり)
	2. その他(対象年齢6歳未満)		DEHP (現行どおり)
	3. 対象年齢6歳以上		なし(現行どおり)

- ※1 食品衛生法では「口に入る玩具」(1辺が5cm未満の部位)として追加改正予定
- ※2 「口に入る玩具」については、食品衛生法では改定規定公布(来年3月頃か)から3年後に DINP、DIDP, DNOPについても実施。

## 参考

DEHP: フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)、DINP: フタル酸ジイソノニル

DBP:フタル酸ジブチル、BBP:フタル酸ブチルベンジル

DIDP: フタル酸ジイソデシル、DNOP: フタル酸ジノルマルオクチル